

令和8年第5回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和8年5月29日
- ・ 会 場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深 谷 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

令和8年5月29日(金)

午後2時

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議 長 選 出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 21 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 22 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 23 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 議案第 23 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5) 議案第 24 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 6) 議案第 25 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 7) 議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和8年5月29日			開会場所	深谷市役所大会議室	
開閉の日時	開 会	令和8年5月29日(金) 午後2時				
	閉 会	令和8年5月29日(金) 午後2時40分				
議長	会長 福島 明					
委 員 出 席 状 況						
議席番号	氏 名		出欠	議席番号	氏 名	
1	大澤 正		出	21	安藤 已喜夫	
2	荻野 信義		出	22	栗田 宣雄	
3	矢神 勝彦		出	23	田村 恵司	
4	小林 郁子		出	24	福島 明	
5	木村 かつ江		出	1	小内 忠	
6	柴崎 信幸		出	2	森田 亨	
7	石川 野理子		出	3	堀口 廣	
8	大須賀 節子		出	4	武井 清一郎	
9	富田 千恵子		出	5	条原 健治	
10	須藤 浩一		出	6	橋本 繁穂	
11	松嶋 多喜男		欠	7	高野 政明	
12	新井 美津子		出	8	澁澤 正明	
13	高田 次郎		欠	9	望月 勇	
14	加藤 延宏		出	10	梁瀬 和彦	
15	持田 一吉		出	11	久保 喜信	
16	大澤 慶三		出	12	黒澤 清	
17	馬場 實		出	13	吉田 裕治	
18	須藤 一男		出	14	馬場 詔二	
19	蛭川 一郎		出	15	吉野 勝男	
20	福地 伸夫		出	16	笹井 孝	
説 明 者		事務局長	渋谷 滝人			
		事務局次長	亀山 光昌			
		局長補佐	大浜 和雄			
		農地係長	関根 克己			
		主査	磯貝 益生			
		主任	田嶋 晃			
		主任	山田 清徳			
		主任	小川 武尊			
参 与		農業振興課 係長	福島 芳宏			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	開会	事務局長	それでは、令和8年第5回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	委員の出欠席報告	事務局長	はじめに、本日の委員の出欠状況をご報告いたします。 農業委員24名中21名の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、16名中15名の出席となっておりますことを併せてご報告いたします。
	議長の選出	事務局長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、ここからは福島会長よりお願いいたします。
	議事録署名人の指名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 まず最初に、議事録署名委員の指名を行います。議席番号4番 小林 郁子委員、議席番号5番木村 かつ江委員、以上2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。
	報告事項について	議 長 事務局 事務局 議 長	それでは総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 最初に、報告第21号及び23号については、深谷市農業委員会事務専決規程により、専決処分を行っていることから、事務局からの説明については省略させていただきます。 なお、議案書の5ページ、報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、一部斡旋の希望があるため、事務局からの説明を求めます。 はい、それでは、報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」事務局より説明させていただきます。 【報告第22号について概要を説明】 以上、1件の斡旋希望のある農地の説明とさせていただきます。 それでは、事務局から説明のありましたとおり斡旋希望のある案件につきましては、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、お借りしていただける方をご存じでしたら事務局までお知らせ願います。
	議案第23号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長 事務局	次に、議案書の15ページ、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。 はい、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局よりご説明いたします。 【議案第23号について概要を説明】

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	事務局	「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。	
	議 長	次に、本議案についての審議に移ります。 この件に関し、質疑はございますか。	
進 行 状 況	須藤(浩)委員	はい。	
	議 長	はい、須藤委員。	
	須藤(浩)委員	15ページから17ページの荒川中部土地改良区の区分地上権設定についてお尋ねします。 14ページに該当の地図がありますが、①から⑨の所に、農業用水路があるように読み取れるのですが、⑧と⑨の間が抜けているのは、ここは農業用水路がないのか、もしくは、想像するに地権者の同意が取れなくて申請が出来ないのか、何か理由がわかったら教えてください。 それから17ページ、8番については、これも区分地上権ですが、他は対象の筆全体に対して区分地上権を設定しているのに、これだけ「1, 716㎡の内18㎡」とあるのは、分筆がまだ済んでいないのか、それとも何か他と違う理由があるのか、わかったら教えてください。 最後にもう一点、これは昭和でもかなり前に実施されたものではないかと思われるのですが、なぜ今なのか、また今後の土地改良においては区分地上権の設定はするのかどうか、わかれば教えてください。 以上三点、お願いします。	
	議 長	事務局、説明をお願いします。	
	事務局	はい、お答えいたします。 一つ目の間が抜けている所の件ですが、こちらにつきましては、今回議案に上げております部分につきましては、地権者の同意が整ったところから申請手続きを進めていると聞いております。ご想像のとおり、空いている所につきましては、地権者の同意が整い次第、手続きを進めると聞いております。 申請地以外にも埋設された用水路があるようですので、残りの部分につきましても、今後準備が整い次第、同様の申請がなされるものと思われます。 二つ目ですが、こちらもお見込みのとおり、申請時点で分筆について登記手続き中とのことですが、法務局へは申請しているということで分筆されることがほぼ確実に見込まれますので、この段階で申請を受け付け、農地法第3条の手続きを進めることとしたものです。そのため、「1, 716㎡の内18㎡」と記載させていただきました。 三つ目のご質問、なぜ今なのか、今後同じような整備が行われた際には区分地上権等の設定が行われるかということですが、今回申請されております農業用水路の整備が行われた際に、設定がされず現在までできてしまいましたが、今後は同様の整備を行う際はその都度区分地上権の設定をすることになるとのことで、過去に未登記となっていた今回の申請部分について整えておく為に許可申請の手続きに至ったと伺っております。今後は、同様の整備を行う際には、今回の申請と同じように手続きがなされるものと思われます。 以上です。	

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況		須藤(浩)委員	はい、色々ご説明ありがとうございました。
		議 長	よろしいですか。 他にございますか。
		須藤(浩)委員	続けてすみません。 24ページですが、記載ミスではないかと思われるのですが、22番と23番の地図のうち、一部の筆の位置が、違う地番なのに同じ場所を示しているように見えるのですが、次のページの表を見ると、それぞれ半分くらいの面積のように見えますが、これはどういったことでしょうか？
		議 長	はい、事務局。
		事務局	ご指摘ありがとうございます。 こちらの土地につきましては、境界がまだ確定していない未線引きの土地と伺っております。登記簿ですとか公図をとっても線引きまではわからないということで、分筆されているのは確かですが土地としてはどことは指摘できないことになっているそうで、紛らわしいのですがそのまま記載させていただきました。 以上です。
		議 長	須藤委員。
		須藤(浩)委員	承知しました。
		議 長	ありがとうございました。 他に質疑はございますか。 (質疑なし)
		議 長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (採決)
		議 長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
	議案第24号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	次に、議案書の29ページ、議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	事務局よりご説明させていただきます。 議案書29ページ、及び、別添の総会議案資料の3ページを併せてご確認下さい。 議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」であります。 【議案第24号について概要を説明】

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況	農業振興課	以上、説明とさせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。	
	議 長	次に審議に移りますが、番号の51番については〇〇委員、番号の175番については〇〇委員に係る案件となっております。 審議にあたっては、それぞれ個別に審議を行い、最後にそれ以外の案件を一括して審議いたしますので、宜しく願いいたします。 なお、該当する委員におかれましては、関係する案件の審議に加わることができませんのでご承知おき願います。 最初に番号の51番について審議いたします。〇〇委員の一時退出を求めます。 (〇〇委員 退出)	
	議 長	それでは、最初に番号の51番について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (質疑なし)	
	議 長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (採決)	
	議 長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 〇〇委員入室してください。 (〇〇委員 入室)	
	議 長	続いて、番号の175番について審議いたします。 〇〇委員の一時退出を求めます。 (〇〇委員 退出)	
	議 長	それでは番号の175番について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (質疑なし)	
	議 長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (採決)	
	議 長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 〇〇委員、入室してください。 (〇〇委員 入室)	
	議 長	それでは最後に、それ以外の案件について、一括して審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。	

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	(質疑なし) 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (採決) 議 長 挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 以上をもちまして、本委員会に上程されました議案に関する審議は全て終了いたしました。これにて、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
	閉会	事務局長	以上をもちまして、令和8年第5回深谷市農業委員会総会を閉会いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和8年5月29日

議 長

福島 明

署名委員

小林 郁子

署名委員

木村 かつ江